

公共施設見直しの基本方針



平成 21 年 11 月 30 日

江 田 島 市

目 次

| | |
|--------------------------|------|
| 1. 公共施設の見直しに当たっての基本的な考え方 | P. 1 |
| 2. 公共施設の見直しの視点 | P. 2 |
| (1) 市有施設としての適正な管理運営の視点 | |
| (2) 利用率, 支出額, 市負担等の状況の視点 | |
| (3) ライフサイクルコストからの視点 | |
| 3. 公共施設の見直しの方向 | P. 3 |
| (1) 抜本的な見直しの方向 | |
| (2) 公共施設改革の方向 | |
| 4. 公共施設統廃合の考え方 | P. 4 |
| (1) 公共施設統廃合の視点 | |
| (2) 公共施設統廃合の効果 | |
| 5. 民間委託（指定管理者制度）の導入の考え方 | P. 5 |

1. 公共施設の見直しに当たっての基本的な考え方

国の地方分権改革の進展にともない地方自治体においては、厳しい財政状況の下、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に配分することが迫られており、公共施設についても、より一層効率的で効果的な運営を図るために、その活用や運営方法を抜本的に見直すことが求められています。

本市では、平成18年3月に策定した「江田島市行財政改革実施計画」の中で、市制に相応しい体制整備の一環として、「施設の統廃合と複合化」を項目に掲げており、協働のまちづくりの拠点整備と市民サービスの向上を目的とした既存施設の統合と管理体制の検討を行っているところです。

本市の公共施設は、設置後長い年月を経過している施設が多く、社会情勢や経済環境等も大きく変化している中で、設置の意義が薄れ、利用率が低下している施設や、設置目的や施設内容が同一又は類似している施設が近隣地域に存在する施設、民間等に管理委託を行った方が利便性の向上等が図られる施設などが見られ、時代に即応した見直しも求められています。

見直しに当たっては、市域全体のバランスを考慮し、維持管理費の推移を勘案した中で、利用者ニーズに即応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識を持った施設管理の実施など、施設のあり方を抜本的に見直し、統合整備という視点を踏まえながら、市民にとって利便性が高く、より質の高いサービスを最小の経費で提供できる施設とするため、統廃合や転用、地域への移譲、民間委託や民営化の可能性について検討します。

2. 公共施設の見直しの視点

公共施設の今後のあり方について、次の3つの視点から検討を加えていきます。

(1) 市有施設としての適正な管理運営の視点

公共施設として、市民ニーズに即応し、利用しやすい施設運営に努めるとともに、コスト意識を持った管理運営が行われているか等を次の点から検討していきます。

- ① 設置目的が時代のニーズに適合しているか。
- ② 設置目的や機能が民間等の施設と競合していないか。
- ③ 十分に利用されているか。
- ④ 管理運営が利用目的に照らして効率的、弾力的に行われているか。
- ⑤ 管理運営主体が施設の利用目的から判断し適切であるか。

(2) 利用率、支出額、市負担等の状況の視点

直近の利用実績や今後の利用見込による使用料、利用者数、管理運営に要する支出額、市負担額等が適正であるかを検討していきます。

(3) ライフサイクルコストからの視点

合併前は、旧町ごとに特色のある公共施設を積極的に整備し、公共サービスの向上を図ってきたところですが、今後、施設の老朽化に伴う維持補修や大規模改修などの所要経費の増加が予想されます。

適正な維持管理を行っていくためには、将来にわたる大規模修繕を盛り込んだライフサイクルコストを算出し、計画的な維持補修と合わせ、公共施設の延命化と維持管理コストの削減から有効活用や利便性の向上等を検討するとともに、当該施設の利用者の動態、類似施設の有無、利用実態等を的確に把握し、積極的に既存施設の廃止、縮小を図るとともに、合併効果の創出という視点に立った施設複合化についても検討し、将来負担の伴わない新たな行政運営への対応を図ります。

3. 公共施設の見直しの方向

前述の「2. 公共施設の見直しの視点」を踏まえ、類似施設や利用者数の低い施設については、施設の転用、民営化、民間譲渡等も含めて施設の有効活用の具体策を検討するとともに、老朽化が進んでいる施設については、維持補修や大規模改修などの管理経費を算出し、市民の理解を得ながら、廃止を含めた検討を行います。

次の基本的な考え方にに基づき、各施設の今後のあり方を「廃止」、「転用」、「移譲」、「統廃合」、「民間委託・民営化」、「利用方法・委託先の変更」などの方向に整理します。

(1) 抜本的な見直しの方向

- ① 設置の意義が薄れた施設又は類似施設との競合等により利用率が低い施設
⇒ 【見直しの方向】 廃止又は転用
- ② 地域又は公共的団体に管理運営の委託がされている施設等で地域又は公共的団体の施設とした方が運営効果の上がる施設
⇒ 【見直しの方向】 地域又は公共的団体への移譲
- ③ 設置目的又は施設内容が同一又は類似している施設が近隣にある施設
⇒ 【見直しの方向】 統廃合
- ④ 民間等が管理運営を行った方が利便性が高く、柔軟な利用が可能となる施設
⇒ 【見直しの方向】 民間（指定管理者）・民営化
- ⑤ 施設の利用又は管理の実態に合わない施設
⇒ 【見直しの方向】 利用方法の変更又は委託先の変更

※ 上記以外のものについては、基本的に現状（直営）のまま活用

(2) 公共施設改革の方向

見直し対象施設の利用実態調査及び関係団体へのヒアリング等により、前述の「2. 公共施設の見直しの視点」と「3. 公共施設の見直しの方向」に基づき、各施設の改革の方向について方針を定めます。

4. 公共施設統廃合の考え方

地域の公共施設は市民にとって最も身近な行政財産ですが、その利用状況を見ると一部の団体に利用が限られている施設もあります。

特に、重複・類似する公共施設の統合・適正配置については、市民活動の促進や施設運営の効率化などにより、財産価値をより高めることを目指します。

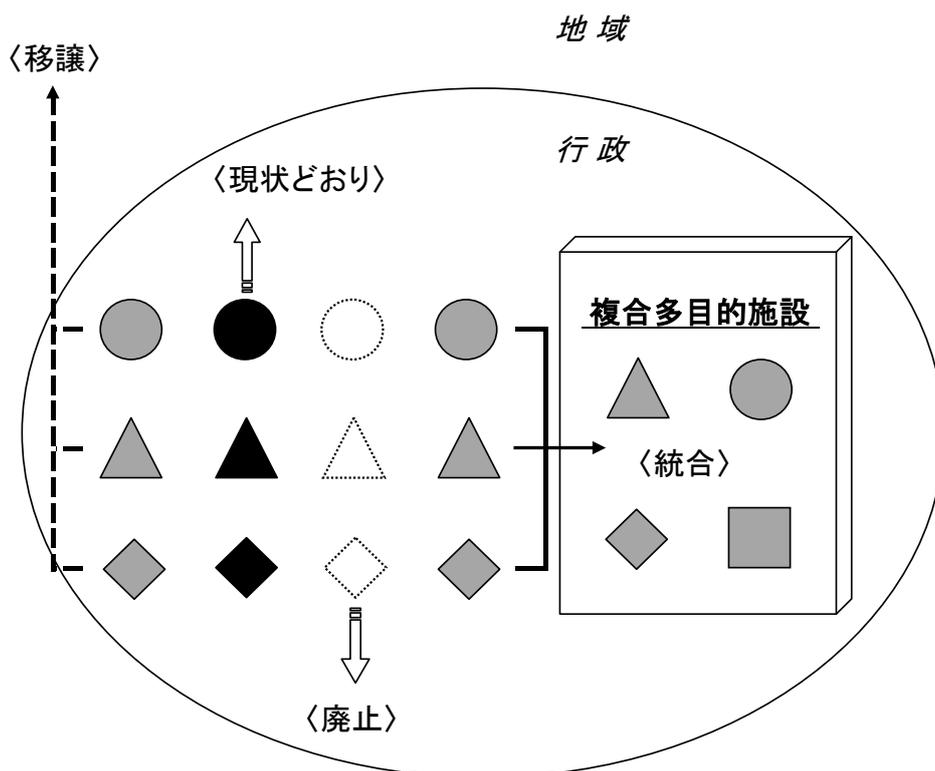
(1) 公共施設統廃合の視点

- ① 施設の評価により、統廃合すべき施設を選定し、再利用・跡地利活用の方向性を検討します。
- ② 複合多目的施設として改築すべき施設を選定し、改築の方向性を検討します。
- ③ 地区別・全地域の新たな整備の方向性を検討します。

(2) 公共施設統廃合の効果

統合整備という視点から、1つの施設に各施設の機能を集約し、限られた財源を集中的に投資することで、市民にとって利便性が高く、より質の高いサービスを提供していくことが可能となります。

また、類似施設や利用者数の低い施設については、地域へ移譲することで、自治会活動等の活性化に繋がると考えられます。



5. 民間委託（指定管理者制度）の導入の考え方

本市の「公共施設」の管理については、「公共施設の設置目的が効果的，効率的に達成できること」を主眼に，指定管理者制度の円滑な導入を図るため，当面，外郭団体等への管理委託実績のある施設等を先行させて段階的な移行を図るものとしします。

また，指定管理者の選定に当たっては，施設の性格，設置目的，または政策的な見地，業務の特殊性や専門性，地域活動の活性化などの観点から，従前の施設管理者を引き続き指定管理者として選定することの必要性も考慮して，段階的に公募対象を広げていくこととしします。

この導入の考え方にあっては，制度の定着と充実を図るため，継続的に検証を行い，必要に応じ見直していくこととしします。